右宣言ス

昭和七年三月十九日　東京市芝区三田綱町一番地　日刊工業新聞社

植松川明、林野徳兵、豊田長義、東重夫、宮崎亟夫、砂川勲

近藤義太郎殿

別記三

日刊工業新聞社今日の発展をかち得たるは多年に亘る貴下の御援助と御理解とに賜ひ感激に堪へない処であります。

ますます之の御事業の為に不断の努力をいたしいよいよ貴下等の御厚意に報いる覚悟であります。

然るに我社は従来本情の変動に不拘依然として四年の長日月を目前の益利に吸々として我々編輯部員の苦心

誠を省みる事なく為に今之を全く何語るに多く紙面の向上と業界の発展希ふ者は盗に黙認し厚く御礼申

上げます。而して御新宿事務所を指教せしめたる国は吾社組織の欠陥と独裁者近藤主幹の能おき専利主義や吾社員の

生活権保証の満足御ふる御果のもとに私腹を肥やすばかり何物をも考へず紙面の向上とかふも使に現状を維持する

に止まり従来的改善の如きは殆んど看る処なかりしまたかりしために本紙の現状は全く何語り得ないまでに

堕落し世間僅を繰返している状態となりたのであります。而して近藤主幹は吾社員の生活権は全く

奪はれるのみならず吾等に対する侮辱の本態を暴露するに至りました。若し現状に於て進む時は吾社の生命線は全く

吾社組織の根本的改正と吾社員の生活権の確保とを要求しましたが不幸ながら編輯部員の同盟罷業を敢行する

ことになつたのであります。さて該社発行は最早吾等の主張を貫徹するか或はいかなる特別の利益を獲るかの二道あるのみであります。

すなわち本は吾の為めにも諸方の御声援と賜之ることを切望する次第であります。

日刊工業新聞社　編輯部員一同

別記四、昭和七年三月三十日

十九日付を以て御警告致置き爾来不幸にして御期待を裏切る結果多動服務の為者者おきものとして直ちに手続きを致候間其後御面倒御相談可致候　近藤信行殿

宮崎亟夫西ヶ一番地
日刊工業新聞社

秘第九二八號

昭和七年三月三十日

警視總監　大野緑一郎

内務大臣　鈴木喜三郎殿

社會局長官殿

日刊工業新聞東京支社爭議ニ関スル件（解決）

要旨　三月二十七日支社樓上ニ於テ労資會見シ円満解決セリ

標記爭議ニ関シテハ既報ノ通リナルカ其後共坂木社ヨリ社長ノ上京ニ依リ三月十七日午前十一時ニ十分ヨリ支社樓上ニ於テ労資會見シ種々折衝ノ結果右三時三十分円満解決シタルカ状況左ノ通リ